

特例措置による変更請負代金額の算定等

1 対象工事等

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、「令和6年度公共工事設計 労務単価表（令和6年4月1日）」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価表（令和6年4月1日）」の単価を適用し、設計額を積算しているもの。

2 変更請負代金額の算定

変更後の請負代金額については、次のとおり算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times K$$

この式において、P(新)及びKは、それぞれ次のことを表すものとする。

P(新) = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計額

K = 当初契約の落札率